六の四　在宅小児経管栄養法指導管理料に規定する厚生労働大臣が定める者
　次のいずれかに該当する者
(1)　経口摂取が著しく困難な十五歳未満の者
(2)　十五歳以上の者であって経口摂取が著しく困難である状態が十五歳未満から継続しているもの（体重が二十キログラム未満である場合に限る。）
六の四の二　在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料に規定する厚生労働大臣が定める者
　経口摂取が著しく困難なため胃瘻を造設している者であって、医師が、経口摂取の回復に向けて在宅半固形栄養経管栄養法を行う必要を認め、胃瘻造設術後一年以内に当該栄養法を開始するもの。
六の四の三　在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算の施設基準
(1)　情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。
六の五　在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関の保険医
　緩和ケアに関する研修を受けた医師
六の六　在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料に規定する疾患
　別表第九の一の二に掲げる疾患
六の七　在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料の施設基準
　在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の七の二　在宅腫瘍治療電場療法指導管理料の施設基準
　在宅腫瘍治療電場療法を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の七の三　在宅経肛門的自己洗腸指導管理料の施設基準
　経肛門的自己洗腸の指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の七の四　注入器加算に規定する注射薬
　別表第九の一の三に掲げる注射薬
六の八　持続血糖測定器加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該測定器の使用につき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該測定器の使用につき十分な体制が整備されていること。
六の九　経腸投薬用ポンプ加算に規定する内服薬
　別表第九の一の四に掲げる内服薬
六の十　注入ポンプ加算に規定する注射薬
　別表第九の一の五に掲げる注射薬
七　地域医療連携体制加算の施設基準
(1)　診療所であること。
(2)　夜間、休日等における緊急時の体制を継続的に確保するため、診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注２の届出を行った病院である保険医療機関及びその他の歯科の保険医療機関との連携による地域医療支援体制を備えていること。
七の二　在宅歯科医療推進加算の施設基準
(1)　歯科医療を担当する診療所である保険医療機関であること。
(2)　当該診療所で行われる歯科訪問診療の延べ患者数が月平均五人以上であって、そのうち六割以上の患者が歯科訪問診療１を算定していること。
八　歯科疾患在宅療養管理料の注４に規定する在宅総合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療管理料の施設基準
(1)　当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されていること。
(2)　歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師が一名以上かつ歯科衛生士若しくは看護師が一名以上配置されていること。
(3)　当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具を有していること。
(4)　緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との連携体制（病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制）が確保されていること。
第五　検査
一　検体検査実施料に規定する検体検査
　別表第九の二に掲げる検査
二　削除
三　造血器腫瘍遺伝子検査の施設基準
　検体検査管理加算(Ⅱ)の施設基準を満たしていること。
三の一の二　遺伝学的検査の施設基準等
(1)　遺伝学的検査の施設基準
　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　遺伝学的検査の注に規定する疾患
　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定難病のうち、当該疾患に対する遺伝学的検査の実施に当たって十分な体制が必要なもの
三の一の三　骨髄微小残存病変量測定の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の一の四　デングウイルス抗原定性及びデングウイルス抗原・抗体同時測定定性の施設基準
　基本診療料の施設基準等の第九の二の(1)のイの救命救急入院料１、ロの救命救急入院料２、ハの救命救急入院料３若しくはニの救命救急入院料４、三の(1)のイの特定集中治療室管理料１、ロの特定集中治療室管理料２、ハの特定集中治療室管理料３若しくはニの特定集中治療室管理料４、四の(1)のハイケアユニット入院医療管理料１若しくは(2)のハイケアユニット入院医療管理料２又は五の二の小児特定集中治療室管理料の施設基準を満たしていること。
三の一の五　抗ＨＬＡ抗体（スクリーニング検査）及び抗ＨＬＡ抗体（抗体特異性同定検査）の施設基準
　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の二　ＨＰＶ核酸検出及びＨＰＶ核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の二の二　細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出の施設基準
　基本診療料の施設基準等の第八の二十九の二の(1)の感染防止対策加算１又は(2)の感染防止対策加算２の施設基準を満たしていること。